

令和8年3月26日招集

第3回陸前高田市教育委員会
定例会提出資料等

陸前高田市教育委員会

令和 8 年 第 3 回陸前高田市教育委員会定例会

議事日程

令和 8 年 3 月 2 6 日（木曜日）

1 開 会 午後 1 時 3 0 分開議

2 日 程

日程	番 号	件 名
第 1		会期決定
第 2		事務報告
第 3	報告第 1 号	陸前高田市地域クラブ制度実施要綱の制定について
第 4	報告第 2 号	陸前高田市地域クラブ活動補助金交付要綱の制定について
第 5	議案第 1 号	陸前高田市教育委員会事務局の課長級及び係長級以上の職員人事についての臨時専決処理について
第 6	議案第 2 号	陸前高田市社会教育委員の委嘱について
第 7	議案第 3 号	公民館運営審議会委員の委嘱について
第 8	議案第 4 号	陸前高田市文化財保護委員の委嘱について
第 9	議案第 5 号	陸前高田市立博物館協議会委員の任命について
第 10	議案第 6 号	陸前高田市スポーツ推進計画（素案）に対する意見聴取について

日程	番 号	件 名
第 11	議案第 7 号	陸前高田市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則について
第 12	議案第 8 号	教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令について
第 13	議案第 9 号	陸前高田市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

日程第2

事 務 報 告

令和8年3月3日から令和8年3月26日までの間の事務の執行状況を次のとおり報告する。

令和8年3月26日

陸前高田市教育委員会教育長 山 田 市 雄

順	月 日	主 な 内 容	会 場 等
1	3月11日（水）	東日本大震災追悼式（14:40）	奇跡の一本松ホール
2	3月12日（木）	市内中学校卒業式	高田第一中 高田東中
3	3月13日（金）	第2回図書館協議会	5階会議室
4	3月15日（日）	市内中学校卒業式	高田第一中
5	3月16日（月）	文化財調査委員会（13:30）	奇跡の一本松ホール
6	3月18日（水）	市内小学校卒業式	高田小、気仙小 小友小、矢作小 竹駒小、横田小
7	3月19日（木）	市内小学校卒業式	広田小、米崎小
8	同 日	社会教育委員会議（14:00）	奇跡の一本松ホール
9	3月23日（月）	第3回地域学校協働活動運営委員会（10:00）	5階会議室
10	3月26日（木）	定例会（13:30）	5階会議室

日程第 3

報告第 1 号

陸前高田市地域クラブ制度実施要綱の制定について

陸前高田市地域クラブ制度実施要綱（令和 8 年教育委員会告示第 3 号）を別紙のとおり制定したので、教育長に対する事務委任規則（昭和 4 7 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により、報告する。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

陸前高田市教育委員会 教育長 山 田 市 雄

教育委員会告示第3号

陸前高田市地域クラブ制度実施要綱を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月17日

陸前高田市教育委員会 教育長 山 田 市 雄

(趣旨)

第1 生徒にとって望ましい活動環境を構築し、持続可能な体制を整備するため、地域クラブ制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「地域クラブ」とは、学校教育が担ってきた教育的意義を継承発展させながら、地域の中で生徒が幅広く選択し、主体的に参加できるスポーツ文化活動として、教育長が認定した団体（以下「地域クラブ認定団体」という。）をいう。

(要件)

第3 地域クラブに認定するための要件として、次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 申請時に、本市に住所を有する中学生が3人以上在籍し、本市に住所を有する中学生が全体の3分の2以上であること。ただし、特別な理由により教育長が適当と認める場合は、この限りではない。
- (2) 「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に準拠して活動していること。
- (3) 原則として、1日の活動時間は、平日2時間程度、休日は3時間程度とし、週あたり2日以上以上の休養日（平日及び休日1日ずつ）を設けること。
- (4) 原則として主たる活動場所を本市とすること。ただし、在籍する生徒が複数の自治体にまたがる場合には主たる活動場所を気仙地区管内（大船渡市、住田町及び本市）とすること。
- (5) 生徒等の活動中に生じた負傷、事故等を補償する保険に加入していること。
- (6) 毎年、教育委員会が主催する研修会に参加すること。
- (7) 原則1競技につき、1団体まで認定する。

(組織)

第4 地域クラブ認定団体に代表者及び指導者を置く。ただし、職務の状況により兼

ねることができる。

2 代表者は、地域クラブ認定団体を代表し、運営を統括する。

3 指導者は、地域クラブ認定団体における活動の指導及び助言を行う。

4 前3項の規定にかかわらず、地域クラブ認定団体の運営の庶務を行うため、事務局を置くことができる。

(指導者)

第5 指導者は、各競技及び活動の指導を行うために必要な資格を有し、実技等において専門的指導ができる18歳以上の者(高等学校その他これに準ずる学校に在籍する者を除く。)とする。

(代表者及び指導者の責務)

第6 地域クラブ認定団体の代表者及び指導者は、当該団体に加入する生徒に対して、次に掲げる事項を適切に実施するものとする。

(1) 実技の指導

(2) 安全な活動のための知識及び技能の指導

(3) 大会、練習試合その他の活動の引率

(4) 活動に使用する用具及び施設の点検管理

(5) 事故が発生した場合の応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護への連絡その他の必要な対応

(6) 前各号のほか、地域クラブ認定団体の指導に関し必要と認める事項

(認定)

第7 地域クラブ制度の認定を受けようとする団体は、地域クラブ認定団体申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、教育長に申請しなければならない。

(1) 規約

(2) 代表者、指導者及び役員の名簿

(3) 加入する生徒の名簿

(4) その他教育長が必要と認める書類

2 教育長は、前項の申請をした団体が地域クラブ認定団体に該当すると認めるときは、認定し、地域クラブ認定団体通知書(様式第2号)により通知することとする。

3 地域クラブ認定団体は、第1項により届け出た内容に変更があったときは、速や

かに、地域クラブ認定団体変更申請書(様式第3号)に、必要な書類を添えて、教育長に申請しなければならない。

4 地域クラブ認定団体は、地域部活動に該当しないことになったときは、速やかに、地域クラブ認定団体廃止申請書(様式第4号)を教育長に提出しなければならない。

5 教育長は、前項の申請があったとき及び地域クラブ認定団体の要件に該当しないことになったときは、地域クラブ認定団体の認定を取り消すことができる。

(オンラインによる手続き)

第8 第7の規定に基づく申請書の提出及び通知は、教育長が認めた電気通信技術を用いた方法により行うことができる。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

様式第1号（第7関係）

年 月 日

陸前高田市教育委員会

教育長 様

所 在 地

団体名称

代表者名

地域クラブ認定団体申請書

下記のとおり、設立したので、関係書類を添えて申請します。

団 体 名 称		
代 表 者	氏 名	
指 導 者	氏 名	
	氏 名	
	氏 名	
設 立 年 月 日		年 月 日
添 付 書 類		(1) 規約 (2) 代表者、指導者及び役員の名簿 (3) 加入する生徒の名簿

様式第2号（第7関係）

地域クラブ認定団体通知書

年 月 日付けで申請のあった、地域クラブ認定団体申請書について、
陸前高田市地域クラブ認定団体として、認定することを通知します。

年 月 日

陸前高田市教育委員会 教育長

㊟

団 体 名 称		
代 表 者	氏 名	
指 導 者	氏 名	
	氏 名	
	氏 名	
設 立 年 月 日		年 月 日
そ の 他		

様式第3号（第7関係）

年 月 日

陸前高田市教育委員会

教育長 様

所 在 地

団体名称

代表者名

地域クラブ認定団体変更申請書

下記のとおり、地域クラブ認定団体申請書に係る事項について、変更がありましたので、関係書類を添えて申請します。

		変更内容	
		変更前	変更後
団 体 名 称			
代 表 者	氏 名		
指 導 者	氏 名		
	氏 名		
	氏 名		
規 約		変 更（ 有 ・ 無 ）	
代表者、指導者及び 役員の名簿		変 更（ 有 ・ 無 ）	
変 更 年 月 日		年 月 日	

（備考）

- 1 規約の変更の場合は、変更後の規約を添付すること。
- 2 名簿の変更の場合は、変更後の名簿を添付すること。

様式第4号（第7関係）

年 月 日

陸前高田市教育委員会

教育長 様

所 在 地

団体名称

代表者名

地域クラブ認定団体廃止申請書

下記のとおり、廃止しますので、関係書類を添えて申請します。

団 体 名 称	
廃 止 年 月 日	
廃 止 理 由	

日程第 4

報告第 2 号

陸前高田市地域クラブ活動補助金交付要綱の制定について

陸前高田市地域クラブ活動補助金交付要綱（令和 8 年陸前高田市告示第 2 7 号）を別紙のとおり制定したので、教育長に対する事務委任規則（昭和 4 7 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により、報告する。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

陸前高田市教育委員会 教育長 山 田 市 雄

陸前高田市告示第 号

陸前高田市地域クラブ活動補助金交付要綱を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月17日

陸前高田市長 佐々木 拓

(趣旨)

第1 学校部活動の地域展開に伴う地域クラブ活動の実施及び運営を支援するため、陸前高田市地域クラブ制度実施要綱(令和8年陸前高田市教育委員会告示第 号)の規定及び陸前高田市補助金交付規則(昭和33年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域クラブ認定団体 陸前高田市地域クラブ制度実施要綱(令和8年陸前高田市教育委員会告示第 号)第7の規定により、認定された団体
- (2) 全日活動型地域クラブ認定団体 地域クラブ認定団体のうち、活動日が週3日以上5日以内の団体(以下「全日活動型団体」という。)
- (3) 限定活動型地域クラブ認定団体 地域クラブ認定団体のうち、活動日が週1日以上2日以内の団体(以下「限定活動型団体」という。)

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、全日活動型団体及び限定活動型団体とする。

(補助対象経費及び補助額)

第4 補助金の補助対象者、交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及びこれに対する補助額は、別表1のとおりとする。ただし、本補助金と同様の補助金、寄附金等、補助対象経費に充てるべきものがほかにある場合は、補助対象経費から当該額を控除するものとする。

2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき年度内1回限りとする。

(申請の取下期日)

第5 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、補助金交付決定通知を受領した日から起算して30日以内とする。

(前金払の請求)

第6 補助金の前金払を請求しようとするときは、補助金前金払請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第7 規則に定める書類及びこれに添付する書類は、別表2のとおりとする。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表 1 (第 4 関係)

補助対象者	補助対象経費	補助額
全日活動型団体	・指導者への謝金 ・施設使用料 ・保険料 ・備品、消耗品費 ・大会の参加費 ・旅費、宿泊費 ・研修費 ・団体の指導に要する資格の取得費	基本額 3 5 万円に補助金の交付申請日時点の団体に加入している、本市に住所を有する中学生(以下「加入生徒」という。)の人数に 1 人当たり 5, 0 0 0 円を乗じて得た額を加算した額と実支出額のいずれか少ない額とし、5 0 万円を限度とする。
限定活動型団体	・その他クラブ運営に必要な経費 上記のうち補助対象となるのは、中学生等に係る経費のとし、それ以外については対象外経費とする	基本額 1 7 万 5, 0 0 0 円に補助金の交付申請日時点の団体に加入している、本市に住所を有する中学生(以下「加入生徒」という。)の人数に 1 人当たり 5, 0 0 0 円を乗じて得た額を加算した額と実支出額のいずれか少ない額とし、2 5 万円を限度とする。

別表 2（第 7 関係）

条項	提出書類
規則第 3 条の規定による書類	陸前高田市地域クラブ活動補助金等交付申請書（様式第 1 号） 1 事業計画書（別紙 1） 2 収支予算書（別紙 2） 3 規約 4 代表者、指導者及び役員の名簿 5 加入生徒の名簿 6 その他市長が必要と認める書類
規則第 5 条の規定による書類	補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 2 号） 1 事業計画書（別紙 1） 2 収支予算書（別紙 2） 3 変更内容が確認できる書類
規則第 12 条の規定による書類	事業完了（廃止）届（様式第 6 号）
規則第 12 条の規定による書類	補助金等交付請求書（様式第 7 号） 1 事業報告書（別紙 1） 2 収支決算書（別紙 2） 3 その他市長が必要と認める書類
要綱第 6 条の規定による書類	補助金前金払請求書（様式第 1 号）

様式第1号（第6関係）

年 月 日

陸前高田市長 様

（申請者住所又は所在地）

（申請者氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名））

補助金前金払請求書

年 月 日付け陸前高田市指令 第 号で交付決定の通知があった補助金等について、補助金の前金払いを受けたいので、次のとおり請求します。

記

1 交付決定額 金 円

2 既交付額 金 円

3 今回の前払金請求額 金 円

4 理由

5 振込先口座

(フリガナ)			
口座名義人			
金融機関名		支店等名	
口座番号	普通・当座		

別紙 1

事業計画（実績報告）書

1 補助金名称 陸前高田市地域クラブ活動補助金交付要綱

2 活動内容

3 活動日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平日												
休日												

4 年間予定

月日	行事名（大会、研修等）	備考

別紙 2

収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	予算額（決算額）	摘 要
市補助金		
年会費		
他の補助金		
自主財源		
計		

2 支出の部

区 分	予算額（決算額）	摘 要
指導者への謝金		
施設使用料		
保険料		
備品、消耗品費		
大会の参加費		
旅費、宿泊費		
研修費		
団体の指導に要する資格 の取得費		
その他クラブ運営に必要な経費		
対象外経費		
計		

日程第 5

議案第 1 号

陸前高田市教育委員会事務局の課長級及び係長級以上の職員人事についての
臨時専決処理について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 3 号の規定により市長から協議のあった、陸前高田市教育委員会事務局の課長級及び係長級以上の職員の令和 8 年 4 月 1 日付け人事異動について、教育長に対する事務委任規則（昭和 47 年教育委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 3 月 26 日提出

陸前高田市教育委員会教育長 山 田 市 雄

提案理由

令和 8 年 4 月 1 日付け人事異動に当たり、市長から交流を行いたい旨の協議があったことについて、教育委員会を招集する暇がないことから臨時専決処理したことについて、承認を求めようとして提案するものである。

陸前高田市教育委員会専決第2号

臨時専決処理書

陸前高田市教育委員会事務局の課長級及び係長級以上の職員の令和8年4月1日付人事異動について、教育長に対する事務委任規則（昭和47年教育委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、臨時専決処理する。

令和8年3月26日

陸前高田市教育委員会教育長 山 田 市 雄

陸高教教第 3 3 6 号

令和 8 年 3 月 2 3 日

陸前高田市長 佐々木 拓 様

陸前高田市教育委員会

教育長 山 田 市 雄

職員の人事について（回答）

令和 8 年 3 月 1 0 日付陸高総第 1 4 1 号及び令和 8 年 3 月 1 2 日付陸高総第 1 4 2 号で協議のありました令和 8 年 4 月 1 日付の人事異動について異論ありません。

陸前高田市教育委員会事務局の係長級以上の職員人事について

1 転入（令和8年4月1日付）

新 任	現 職	氏 名
教委学校教育課長補佐兼学校給食センター副主幹	建設部土地活用推進課長補佐兼土地活用係長兼企画部脱炭素推進室副主幹	佐 藤 賢
教委教育総務課生涯学習・芸術係長	福祉部こころの復興支援室主任	村 上 正 一
教委教育総務課文化財係長	市民協働部税務課収納係長	小 松 公 輔
教委教育総務課主任	会計課主任	鈴 木 礼 子

2 転出（令和8年4月1日付）

新 任	現 職	氏 名
農林水産部水産課長	教委学校教育課長補佐兼学校給食センター副主幹	青 山 豊 英
商工交流部交流推進課副主幹兼定住交流係長	教委教育総務課副主幹兼文化財係長	佐々木 敦 美
企画部脱炭素推進室脱炭素推進係長	教委教育総務課生涯学習・芸術係長	佐 藤 綾
企画部企画政策課秘書係長	教委教育総務課主任	本 多 暁 子

日程第 6

議案第 2 号

陸前高田市社会教育委員の委嘱について

陸前高田市社会教育委員を社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、別紙名簿により委嘱することについて、議決を求める。

令和 8 年 3 月 26 日提出

陸前高田市教育委員会教育長 山 田 市 雄

提案理由

陸前高田市社会教育委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了することから、新たに委員を委嘱しようとして提案するものである。

別紙

陸前高田市社会教育委員候補者名簿

氏 名	新再任別	区分	摘 要
いとうまさのり 伊 藤 正 則	再 任	学校教育	岩手県立高田高等学校 校長
あらさわゆうこ 荒 澤 裕 子	再 任	社会教育	陸前高田市地域女性団体 協議会会長
おいかわあけみ 及 川 明 美	新 任	社会教育	陸前高田市芸術文化協会 副会長
まつだひでき 松 田 秀 樹	再 任	社会教育	陸前高田市保育協会事務 局長
こみずないたかひろ 小水内 貴 博	再 任	社会教育	陸前高田市社会福祉協議 会事務局次長
わたなべまさし 渡 邊 雅 史	再 任	学識経験	
かんのしょうこ 菅 野 祥 子	再 任	学識経験	
かんのみのる 菅 野 稔	新 任	学識経験	

- 1 委嘱年月日 令和8年4月1日付け
- 2 任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

日程第 7

議案第 3 号

公民館運営審議会委員の委嘱について

公民館運営審議会委員を社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、別紙名簿により委嘱することについて、議決を求める。

令和 8 年 3 月 26 日提出

陸前高田市教育委員会教育長 山 田 市 雄

提案理由

陸前高田市公民館運営審議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了することから、新たに委員を委嘱しようとして提案するものである。

公 民 館 運 営 審 議 会 委 員 名 簿

氏 名	新再任別	区分	摘 要
い と う ま さ の り 伊 藤 正 則	再 任	学校教育	岩手県立高田高等学校 校長
あ ら さ わ ゆ う こ 荒 澤 裕 子	再 任	社会教育	陸前高田市地域女性団体 協議会会長
お い か わ あ け み 及 川 明 美	新 任	社会教育	陸前高田市芸術文化協会 副会長
ま つ た ひ で き 松 田 秀 樹	再 任	社会教育	陸前高田市保育協会事務 局長
こ み づ な い た か ひ ろ 小水内 貴 博	再 任	社会教育	陸前高田市社会福祉協議 会事務局次長
わ た な べ ま さ し 渡 邊 雅 史	再 任	学識経験	
か ん の し ょ う こ 菅 野 祥 子	再 任	学識経験	
か ん の み の る 菅 野 稔	新 任	学識経験	

- 1 委嘱年月日 令和8年4月1日付け
- 2 任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

日程第 8

議案第 4 号

陸前高田市文化財保護委員の委嘱について

陸前高田市文化財保護委員を陸前高田市文化財保護委員設置規則（平成 5 年規則第 4 号）第 2 条の規定に基づき、別紙名簿により委嘱することについて、議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

陸前高田市教育委員会教育長 山 田 市 雄

提案理由

陸前高田市文化財保護委員の委嘱期間が、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって満了することから、その後任を委嘱しようとして提案するものである。

別紙

陸前高田市文化財保護委員候補者名簿

氏 名	新再任別	摘 要
えん どう てつ や 遠 藤 哲 弥	再 任	樹木医
たか はし かず なり 高 橋 一 成	再 任	団体職員
しら と ゆたか 白 土 豊	再 任	岩手県文化財保護指導員
お やま よし ひろ 小 山 芳 弘	再 任	自営（造園業）

- 1 委嘱年月日 令和8年4月1日付
- 2 委 嘱 期 間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

日程第 9

議案第 5 号

陸前高田市立博物館協議会の委員の任命について

陸前高田市立博物館協議会の委員を陸前高田市立博物館条例（昭和 5 4 年条例第 6 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙名簿により任命することについて、議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

陸前高田市教育委員会教育長 山 田 市 雄

提案理由

陸前高田市立博物館協議会の委員の任期が、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって満了することから、その後任を任命しようとして提案するものである。

別紙

陸前高田市立博物館協議会委員候補者名簿

氏 名	新再任別	区分	摘 要
さ さ き えい こ 佐々木 栄 子	再任	社会教育	陸前高田市地域女性団体協議会副会長
まつ だ いさお 松 田 功	再任	社会教育	陸前高田市青年団体協議会会長
まつ だ くに こ 松 田 邦 子	再任	社会教育	陸前高田市芸術文化協会副会長
たか はし かず なり 高 橋 一 成	再任	学識経験	日本貝類学会会員 岩手県野生動植物等保護検討委員会委員
さ とう かず え 佐 藤 一 枝	再任	学識経験	岩手県立高田高校美術部顧問
しら かわ こう いち 白 川 光 一	再任	学識経験	前横田町地域コーディネーター

- 1 任命年月日 令和8年4月1日付け
- 2 任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

日程第 10

議案第 6 号

陸前高田市スポーツ推進計画（素案）に対する意見聴取について

「第 2 期陸前高田市スポーツ推進計画」を別紙のとおり策定するため、スポーツ基本法（平成 23 年 6 月 24 日法律第 78 号）第 10 条第 3 項の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和 8 年 3 月 26 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

スポーツ基本法第 10 条第 1 項の規定により、第 2 期陸前高田市スポーツ推進計画を定めることとしたので、同法同条第 3 項の規定により、陸前高田市教育委員会の意見を聴取しようとして提案するものである。

日程第 1 1

議案第 7 号

陸前高田市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則について

陸前高田市立小中学校管理運営規則（昭和 3 9 年教育委員会規則第 2 号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり制定するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

陸前高田市教育委員会教育長 山 田 市 雄

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 7 条の 4 の規定等に基づき、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則

陸前高田市立小中学校管理運営規則（昭和３９年教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(休業日) 第3条 学校の休業日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。 (1) \ \ \ (略) (2) 夏季休業日 7月26日から8月<u>20日</u>まで (3) 冬季休業日 12月26日から翌年1月<u>20日</u>まで (4)及び(5) \ \ \ (略) 2 \ \ \ (略) (<u>共同実施</u>) 第17条の2 学校における事務の処理と学校運営の支援を行うため、<u>共同実施組織</u>を置く。 2 <u>共同実施組織</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。 (事務長) 第24条の3 学校に事務長を置くことがある。 2 事務長は、校長の監督を受け、困難な事務をつかさどる<u>とともに、共同実施組織を総括する。</u>	(休業日) 第3条 学校の休業日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。 (1) \ \ \ (略) (2) 夏季休業日 7月26日から8月<u>25日</u>まで (3) 冬季休業日 12月26日から翌年1月<u>15日</u>まで (4)及び(5) \ \ \ (略) 2 \ \ \ (略) (<u>共同学校事務局</u>) 第17条の2 学校における事務の処理と学校運営の支援を行うため、<u>共同学校事務局</u>を置く。 2 <u>共同学校事務局</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。 (事務長) 第24条の3 学校に事務長を置くことがある。 2 事務長は、校長の監督を受け、困難な事務をつかさどる。<u> </u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

日程第 1 2

議案第 8 号

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令について

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程(平成 1 3 年教育委員会教育長訓令第 1 号)の一部を改正する訓令を別紙のとおり制定するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)第 1 5 条第 1 項の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

陸前高田市教育委員会 教育長 山 田 市 雄

提案理由

陸前高田市立小中学校管理運営規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（平成13年教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（<u>共同実施組織</u>の長委任事項） 第3条 陸前高田市立小中学校管理運営規則第17条の2に規定する<u>共同実施組織</u>の長に委任する事項は、次のとおりとする。 (1) 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号。以下「条例」という。）<u>別表第1の6の2の項及び岩手県教育委員会の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）第2条の規定による</u>県費負担教職員に係る扶養手当、住居手当<u>並びに通勤手当</u>の支給に関する事務を処理すること。 (2) 条例別表第2の23の4の項及び別表第2の35の8の項の規定による<u>県費負担金教職員に係る児童手当等の支給に関する事務を処理すること。</u> (3) <u>条例別表第2の36の項及び規則第4条の規定による県費負担教職員に係る単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務を処理すること。</u> 2 <u>共同実施組織</u>の長が不在のときは、教育長があらかじめ指定する職員が代決する。	（<u>共同学校事務室</u>の長委任事項） 第3条 陸前高田市立小中学校管理運営規則第17条の2に規定する<u>共同学校事務室</u>の長に委任する事項は、次のとおりとする。 (1) 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号。以下「条例」という。）<u>別表第1の6の4の項及び岩手県教育委員会の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県教育委員会規則第15号）</u><u>第2条の規定に基づく</u>県費負担教職員に係る扶養手当、住居手当、<u>通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当</u>の支給に関する事務を処理すること。 (2) 条例別表第1の5の3<u>の項及び別表第1の6の3</u>の項の規定に<u>基づく</u>県費負担金教職員に係る児童手当等の支給に関する事務を処理すること。 2 <u>共同学校事務室</u>の長が不在のときは、教育長があらかじめ指定する職員が代決する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

日程第 13

議案第 9 号

陸前高田市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

陸前高田市教育委員会公印規程（昭和 47 年教育委員会訓令第 1 号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり制定するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 26 日提出

陸前高田市教育委員会教育長 山 田 市 雄

提案理由

陸前高田市立小中学校管理運営規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

陸前高田市教育委員会公印規程（昭和４７年教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

改 正 前							改 正 後								
別表（第 2 条関係）							別表（第 2 条関係）								
公印						管守機 関	備 考	公印						管守機 関	備 考
項	目	番 号	印刻文字	印 材	大き さmm			項	目	番 号	印刻文字	印 材	大き さmm		
～（略）～							～（略）～								
教育 機関 （ウ）	～（略）～						教育 機関 （ウ）	～（略）～							
	共同 実施 組織 の長 一 （ウ）							1	陸前高田 市立小中 学校共同 学校事務 室総括室 長印	木 方 21	共同学 校事務 室総括 室長				
		1	陸前高田 市立小中 学校事務 共同実施 陸前高田 A 総括印 _____	～(略)～	小中学 校事務 共同実 施陸前 高田 A 総括										
		2	陸前高田 市立小中 学校事務 共同実施 陸前高田 B 総括印 _____	～(略)～	小中学 校事務 共同実 施陸前 高田 B 総括										
	～（略）～							～（略）～							
備考 改正部分は、下線の部分である。															

附 則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。